

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	17年8月31日～17年12月8日
評価調査者番号	① H17-a013
	② H17-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： すぎのこ保育園 (施設名)	種別： 保育園
代表者氏名： 松野 正子 (管理者)	開設年月日 昭和53年4月1日
設置主体： 経営主体：社会福祉法人 天竜厚生会	定員 60名 (利用人数) 75名 (H17年9月)
所在地：〒431-3305 浜松市大谷 111-1	
連絡先電話番号： 0539-22-0170	FAX番号 0539-22-0171
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/c_suginoko.html

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育、乳児保育、延長保育、一時保育	入園式、親子遠足、プール開き、花火教室、七夕の集い、お泊まり保育、交通教室、芋掘り、運動会、発表会、クリスマス会、節分、縄跳び大会、ひな祭り、お別れ遠足、卒園式など		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 1 (2歳児・遊びの部屋・食事の部屋)、 乳児室 1(0・1歳児)、テラス	事務室、医務室、保育士室、休憩室、調理室、沐浴室、食品庫、倉庫、遊戯室、プール、砂場、ブランコ、うんてい、滑り台、鉄棒、ジャングルジム、サッカーゴール、回転遊具など		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	調理員	1人
主任	1人	非常勤調理員	1人
保育士	6人		
非常勤保育士	6人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

天竜二俣大谷地区に位置する「すぎのこ保育園」は、総園児数75名（H17年9月現在）のこぢんまりとした園で、園長初め職員一同家庭的で温かな雰囲気大切に保育サービスを実施しています。

築26年が経過している園の施設は安全性や活用への配慮が見られ、職員室や保育室はウッドデッキで繋がっており、保護者・園児などが気軽に行き来できる開放的な空間となっています。

園の目標に「地域の中みんなの家として積極的に交流を行う」を掲げ、施設開放や地域の子育て家庭への支援等の取り組みが積極的に行われています。

人的サービスでは、一人一人の育ちを大切に見守る姿勢がそここに窺われ、例えば汚しやすい男児用便器中央には“ばいきんまん”のシールが貼られ子ども達が気持ちよくトイレを使っています。

また施設の手狭さ解消には戸外遊びを積極的に取り入れ、四季の移り変わりを五感で楽しむ方法を工夫しています。

職員は元気な挨拶を励行するとともに笑顔を絶やさず澁刺と行動しており、職員間連携も円滑に行われています。

◆ 特に改善を求められる点

保護者が憂慮、危惧している点は「外部侵入者への安全対策」でした。家庭的・開放的であることのリスク面として可及的速やかに対処する必要があります。

基本理念・中長期計画などに関しては、「すぎのこ保育園」独自のものが策定されていないことから、大所高所からの複合的な視点に立ち検討することが求められます。

ボランティアの受け入れについて、園としての目的や基本的な考え方等により具体的な明示が求められます。

利用者アンケートからは不満・トラブルへの対応や送迎時の対応（園児の様子等の伝達等）などの改善要望がみられます。保護者とのより良い関係構築のためにも、より多くの保護者との十分な意志の疎通を図ることが大切です。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の審査にあたっては、職員全員で評価項目の意味を一つ一つ確認しあいながら行ないました。自己評価結果や第三者評価結果により、改めて広い視野から見て保育を検証し、見直していかなければならないことを再認識し、是正、改善に向けてさらに職員間で理解を深めていきたいと思っております。

また保育上一人ひとりも自分の保育を見直す良い機会となり、資質の向上に向けてのよい弾みとなりました。来年度は評価の低い項目をISOの年間目標にかかげて取り組んでいきたいと思っております。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	＊法人の理念、基本方針・目標が確立しており、玄関壁に掲示しているほか園の経営書や広報誌等に掲載し、保護者にも説明し周知している。
2 計画の策定	＊年度ごとの事業計画の策定については、職員会議等で保護者の意見も取り入れながら評価、見直しが組織的に行われる仕組みが整備されている。 ＊中長期計画については、法人として策定した計画を基に、園独自のものを策定することが必要である。
3 管理者の責任とリーダーシップ	＊職員等への理念・基本方針の理解が浸透している。 ＊遵守すべき関係法令等について各種研修会に参加し職員会議等で職員に積極的に周知している。 ＊質の向上や業務の効率化に対し意欲を持って取り組み指導力を発揮している。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	＊経営状況に関する福祉全般の動向や子どもに関わる情報等の把握に積極的に取り組んでいる。 ＊ISOの認証を取得しており、定期的に監査評価を受けている
2 人材の確保・養成	＊職制、職務分掌が明確にされており、職員に周知されている。 ＊職員の就業状況や意向を把握しており、福利厚生も積極的に実施されている。 ＊職員の教育・研修は現状を良く見極めてニーズに沿った必要な研修を計画実施している。
3 安全管理	＊事故対応や感染症対応など各種マニュアルが整備されており、安全確保への取り組みが積極的になされている。 ＊衛生関することは、いろいろなマニュアルに記載されているが衛生管理マニュアルとして整理が必要である。
4 地域との交流と連携	＊園の目標に「地域の中のみんなの家として積極的に交流を行う」ことを掲げ、施設開放や地域の子育て家庭への支援等に取り組んでいる。 ＊ボランティアの受け入れについては、マニュアルが整備され取り組まれているが、園としてのボランティアの受け入れにあたっての目的や基本的な考え方の明示がない。

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*サービス事業のメインの取り組みとして、子ども達には、落ち着いた家庭的な雰囲気（園庭の木々・解放的な各教室空間作りなど）が提供され、職員も子ども一人一人に対して温かな触れあいを実施している。</p> <p>*豊かな自然との触れあいを大切にし、四季の移り変わりを五感で楽しむ工夫を積極的に実施している。</p> <p>*「食」を大切にし子ども達の健やかな成長を温かく見守っている。また保護者への的確な情報伝達と職員間の情報共有化のためデジカメなどを活用している。</p> <p>*子どもを尊重する取り組みを積極的にされているが、定期的な研修など体系的組織的なとりくみが更に求められます。</p> <p>*保護者の意見に対しては様々な方法で対応しているが、理解を得るための説明や報告が十分でない。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>*人的サービスでは、一人一人の育ちを大切に見守り同時に職員間での情報共有化のため、きめ細やかな記録等が実施されている。</p> <p>*職員の対応は大変明るく親しみやすく、澁刺とした活気が感じられる。</p> <p>*「食」に関しては保護者間での満足度も高く、また魚板前ショー・五平餅・コンニャク・豆腐・味噌作りなど食材の地産致消を積極的に実践し、多彩な内容で子ども達の食育に貢献している。</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>*サービス開始にあたっては「入園に関する説明書」、子育て通信「てんぐるま」、ホームページ公開などで十分対応している。なお保護者側と園側でサービスの受け止め方に温度差が生ずることもあるが、確実なサービス提供のためには、より積極的な働きかけと保護者の声を拝聴する姿勢が大切である。</p> <p>*転園・退園時への対応については、対象児に関する資料を用意し、相手側の責任者との引継のために十分な話し合いの場を設け対応している。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>*カンファレンスを実施し個々の子どものニーズや課題をあげ、未満児、以上児会議の中でも積極的に取り上げ、同時に職員会議で確認及び検討している。</p> <p>*様々な行事実施後には必ずアンケートをとり、次回への参考意見として有効活用している。</p> <p>*家庭的な園の特性を最大限活かすには保護者との友好的な行き来が大切であり、今後は些細な意見であっても反映できるようなシステムの構築が求められる。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（a、b、c）で評価細目ごとに表す。
 なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	C
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	A
③	外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	研修を推進していくための担当者を設置している。	A
③	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	A
④	研修計画に基づく研修機会を確保している。	A
⑤	相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向上が組織的に図られている。	A
⑥	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	A
②	実習生を受け入れるための体制を整備している。	A
③	実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重している。	A
④	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など子どもの安全確保のための体制が整備されている。	A
②	防災に関するマニュアルを整備している。	A
③	衛生管理に関するマニュアルを整備している。	B
④	感染症防止に関するマニュアルを整備している。	A
⑤	発生した事故を把握している。	A
⑥	事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	A
⑦	安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	地域に開かれた施設である。	A
③	地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	A

	④ ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	C
	⑤ ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	A
	⑥ ボランティアの受け入れに関する記録等を整備している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理解や協力依頼などの配慮をしている。	B
	② 医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談ができる体制になっている。	A
	③ 虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	① 地域の保育ニーズを把握している。	A
	② 地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われている。	B
	② 子どもの尊厳が守られている。	B
	③ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
	① 子どもや保護者等の満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	A
	② 子どもや保護者等の満足の上昇に向けた取り組みを行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	A
	③ 子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	A
	④ 苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	A
	⑤ 保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	B

	⑥ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
--	---------------------------------	---

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がなされている。	A
	③ 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	① 健康や安全など生活に必要な基本的な生活習慣への配慮が、一人ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	A
	② 身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされている。	A
	③ 様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	A
	④ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	B
	⑤ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と空間が確保されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	B
	② 長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	B

Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	A
	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	A
	② 保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	A
	② 課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	A
	④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められている。	A
	② 保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	④ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	⑤ 保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価（振り返り）がなされている。	A
	⑥ 保育計画、指導計画の見直しが行われている。	A
	⑦ 保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A